



諮問第198号の概要

(令和4年就業構造基本調査及び
令和5年住宅・土地統計調査に係る
匿名データの作成)

令和7年8月
総務省統計局

匿名データの作成・提供に係る取組

公的統計の整備に関する基本的な計画

(第Ⅲ期基本計画。当初/平成30年3月6日閣議決定、変更後/令和2年6月2日閣議決定)

- 匿名データについて、統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。【総務省、令和元年度末までに実施】

(第Ⅳ期基本計画。令和5年3月28日閣議決定)

- 匿名データやオーダーメイド集計について、利用者のニーズを踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。【各府省、令和5年度から実施】

提供早期化に資する取組

- 「統計法第35条第2項の規定に基づく審議について（平成27年9月統計委員会決定。令和6年9月改正）」に基づき、統計委員会における審議の効率化及び重点化
 - 個々の調査事項の処理方法から調査事項の特性に応じた調査共通の考え方に「匿名化処理基準」を改定
 - 調査結果の公表後に行っていた匿名データ作成の答申は、基幹統計調査の実施又は変更に係る統計委員会の答申を行った後に行うことも可能

匿名データの作成方針

匿名データの作成方針

(今回の匿名データの作成対象)

- 公的統計基本計画等を踏まえ、総務省統計局所管の以下の調査について、匿名データの作成を行う予定

統計調査名	作成対象年次	(参考) 作成済の調査年次	作成・提供時期
就業構造基本調査	令和 4 年	平成 4 年、平成 9 年、平成14年、平成19年、平成24年及び平成29年	令和 8 年度 前半
住宅・土地統計調査	令和 5 年	平成 5 年、平成10年、平成15年、平成20年、平成25年及び平成30年	令和 8 年度 後半

(匿名データの作成方法の概要)

- 「統計法第35条第 2 項の規定に基づく審議について」の「匿名データの作成に係る匿名化処理基準」に沿って、必要なレコードのリサンプリング、トップコーディング、識別情報の削除等の匿名化措置を実施
- 各統計調査における新規の調査事項については、上記匿名化処理基準や類似の調査事項の取扱いを踏まえ、必要に応じて匿名化措置を実施

(匿名化処理の検証結果)

- 総務省統計研究研修所において、匿名化処理基準に沿って匿名化処理の妥当性に関する検証を実施し、匿名性が確保できていることを「匿名データ有識者会議」で確認済み

【参考】匿名データの作成に係る検討

(検討の経緯)

匿名データの作成方法などを検討し、作成方針を策定

【令和4年就業構造基本調査】

「匿名データ作成方法ワーキンググループ」：（令和7年2月；2回）

「匿名データ有識者会議」：（令和7年4月）

【令和5年住宅・土地統計調査】

「匿名データ作成方法ワーキンググループ」：（令和7年6月；2回）

「匿名データ有識者会議」：（令和7年7月）

○匿名データ有識者会議の構成員等

＜構成員＞（◎は座長）

會田 雅人	滋賀大学データサイエンス・AIイノベーション研究推進センター特任教授
伊藤 伸介	中央大学経済学部教授
◎ 加藤 久和	明治大学政治経済学部教授
高部 勲	立正大学データサイエンス学部教授
樋田 勉	獨協大学経済学部教授
村田 磨理子	公益財団法人統計情報研究開発センター主任研究員

＜オブザーバー＞

椿 広計	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構 データサイエンス共同利用基盤施設 副施設長
廣松 毅	東京大学名誉教授
美添 泰人	一般社団法人新情報センター会長

○匿名データ作成方法ワーキンググループの構成員

伊藤 伸介	中央大学経済学部教授
高部 勲	立正大学データサイエンス学部教授
村田 磨理子	公益財団法人統計情報研究開発センター主任研究員

匿名データの作成に係る匿名化措置の主な変更点

(1)令和4年就業構造基本調査

・以下、調査事項の見直しにより、選択式から記述式への変更などに伴い匿名化措置を行う。

調査事項	平成29年調査		令和4年調査	
	調査票情報	匿名データ	調査票情報	匿名データ
この仕事の1週間の就業時間（おもな仕事）	数時間ごとの12区分（15時間未満、15～19時間、（中略）75時間以上）の選択式	そのまま提供	1時間単位の自由記述式	・提供する地域ごとに上限・下限値により <u>トップ・ボトムコーディング</u> ・副業の週間就業時間との組合せにより、 <u>特定のおそれがある長時間労働の世帯人員を含む世帯を削除</u>
1週間の就業時間（副業）	調査なし		1時間単位の自由記述式	・提供する地域ごとに上限値により <u>トップコーディング</u> ・おもな仕事の週間就業時間との組合せにより、 <u>特定のおそれがある長時間労働の世帯人員を含む世帯を削除</u>

・以下、有用性を考慮して、リコーディングの見直しを行う。

調査事項	平成29年調査	令和4年調査
勤め先・業主などの事業の内容	主に構成割合の小さい区分について、他の区分とリコーディング	・従業上の地位や副業等の関連する調査事項等との <u>組合せを確認し、特定のおそれがある区分については他の区分とリコーディング</u> ・十分な度数があると認められる区分について <u>リコーディングの見直し</u>

匿名データの作成に係る匿名化措置の主な変更点（続き）

(2)令和5年住宅・土地統計調査

【参考】調査の見直し概要（同居世帯及び住宅以外の建物※に居住する世帯に対する調査の見直し）

（※高齢者居住施設、会社の寮、学校の寮など）

	平成30年調査	令和5年調査
住宅に居住する世帯	・主世帯に同居世帯の有無を確認し、同居世帯があった場合、同居世帯にも追加で調査票を配布 ・一部の事項を除き、主世帯と同様の報告を求める	・主世帯にのみ調査票を配布 ・同居世帯に関する必要最小限の事項（「世帯数」、「世帯人員数」、「居住室の数及び広さ」等）を主世帯から把握
住宅以外の建物に居住する世帯	・当該建物に住む世帯に世帯の種類を確認し、世帯の種類に応じて必要な枚数の調査票を配布 ・世帯の種類によって、異なる事項の報告を求める	・建物全体に対して1枚の調査票を配布 ・世帯の種類にかかわらず、「世帯の構成」、「同居世帯に関する事項」、「居住室の数及び広さ」等に限定して報告を求める

⇒調査の見直しに応じて提供する匿名データのレコードの構成を変更

	平成30年調査	令和5年調査
住宅に居住する世帯	<u>主世帯、同居世帯ともに1世帯＝1レコード※</u>	・主世帯は、<u>1世帯＝1レコード※</u> ・同居世帯は、<u>1住宅＝1レコード※</u> （住宅内に同居世帯が複数ある場合は合算）
住宅以外の建物に居住する世帯	世帯の種類（管理者・家主などの世帯、一般の世帯及び単身世帯）により、 <u>世帯ごとに1レコード</u>	<u>建物ごとに1レコード</u>

※同じ住宅の主世帯と同居世帯は、紐づかない形で提供される点は変更がない。

匿名データの作成に係る匿名化措置の主な変更点（続き）

○同居世帯に関する新規調査事項の匿名化措置の内容

・以下、調査方法の見直しに伴う同居世帯に関する新規調査事項について、匿名化措置を行う。

調査事項	住宅に居住する世帯	住宅以外の建物に居住する世帯
同居世帯の世帯人員の合計	上限値によりトップコーディング	建物の種類別にリコーディング（階級区分）※
うち65歳以上の世帯人員	上限値によりトップコーディング	建物の種類別にリコーディング（階級区分）※
同居世帯の世帯数	上限値によりトップコーディング	上限値によりトップコーディング

※ 新設の区分の「高齢者居住施設」を含め、建物の規模の情報により特定のおそれがあるため、階級区分を設定

・以下、「居住室」の新規調査事項については、類似の調査事項である「室数の合計」及び「居住室の畳数」と同様の匿名化措置を行う。

調査事項		住宅に居住する世帯	住宅以外の建物に居住する世帯
居住室	うち同居世帯が使用する室数の合計	都道府県別及び建て方別に上限値によりトップコーディング	リコーディング（階級区分）※
	うち同居世帯が使用する居住室の畳数	都道府県別及び建て方別に上限・下限値によりトップ・ボトムコーディング	建物の種類別に上限値によりトップコーディング

※ 新設の区分の「高齢者居住施設」を含め、建物の規模の情報により特定のおそれがあるため、階級区分を設定